

旭川医科大学病院長候補者選考基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院長候補者選考基準に関する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院長候補者選考基準に関する規程（平成30年旭医大達第28号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(選考基準) 第2条 病院長候補者となることのできる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。 (1) 医師免許を有している者 (2) 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者 (3) 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者 (4) 旭川医科大学病院（以下「本院」という。）の使命を遂行するために必要な資質・能力を有している者 (医療安全) 第3条 前条第2号に定める医療安全確保のために必要な資質・能力とは、患者の安全を第一に考える姿勢・指導力等及び次のいずれかの医療安全管理業務に従事した経験をいう。 <u>(1) 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務（新設）</u> <u>(2) 医療安全管理委員会の構成員としての業務（新設）</u>	(選考基準) 第2条 病院長候補者となることのできる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。 (1) 医師免許を有している者 (2) 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者 (3) 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者 (4) 旭川医科大学病院（以下「本院」という。）の使命を遂行するために必要な資質・能力を有している者 (医療安全) 第3条 前条第2号に定める医療安全確保のために必要な資質・能力とは、 <u>医療安全管理業務の経験及び</u> 患者の安全を第一に考える姿勢・指導力等をいう。

(3) 医療安全管理部門における業務（新設）

(4) その他上記に準じる業務（新設）

（略）

附 則

この規程は、令和7年1月29日から施行する。

【改正理由】

病院長候補者選考基準の要件を具体的な内容とするため、所要の改正を行うものである。

（略）